

平成30年8月31日

精華町教育委員会  
教育長 太田 信之 様

精華町教育委員会所管施設  
指定管理者評価委員会  
委員長 安 周永



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び  
評価結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者の名称  
特定非営利活動法人精華町体育協会
- 2 公の施設の名称  
精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設
  - ①精華町立体育館・コミュニティーセンター
  - ②打越台グラウンド・テニスコート
  - ③池谷公園多目的コート
  - ④木津川河川敷多目的広場
- 3 指定期間  
平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間
- 4 審査及び評価対象期間
  - (1) 平成29年度実績  
平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間
  - (2) 指定管理期間第1期実績  
平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間
- 5 審査及び評価方法  
指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員

会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものとする。

なお、本委員会は、平成29年度における指定管理者業務運営実績に対する審査及び評価、並びに指定管理期間第1期の審査及び評価を実施するものである。

## 6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る平成29年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。また、指定管理期間第1期の審査及び評価についても、適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

### (1) 平成29年度実績

#### 【評価した点】

- むくのきセンターにおいては、昨年度から実施したアリーナの当日貸しが定着したことや、またトレーニング室でのインストラクターを1名増員し2名体制とすることなどにより、施設の有効活用と施設利用者の利便性を向上させ、利用件数、利用者数ともに指定管理者制度導入後、最多となる実績を記録した。
- 社会教育拠点施設としての役割を果たすべく、各種団体等と緊密な連携、協働を行うことができている。
- 自主事業に積極的に取り組んでいることや、新規会員の獲得と継続的な利用につながる工夫もしており評価できる。
- 収入については、むくのきセンターの利用が大幅に増加しており、指定管理者の独自の取組による結果であると評価できる。
- 施設の有効活用と施設利用者の利便性が向上している中で、効率的な職員配置により人件費が予算の範囲内に抑制されるとともに、保守点検等の委託先の見直しをはじめ、整備、草刈り業務等を職員や会員の協力のもと実施するなどにより委託費も抑制された。
- 適正な経営感覚に基づく管理運営の結果、指定管理業務全体の収支バランスが保たれた。

#### 【検討を要する意見】

- 指定管理者は、各施設の認知度を一層高めるべく、教育委員会や文化団体等とも連携し、貸し出し施設の概要や利用方法、事業内容等の積極的な広報展開、利用促進を図られたい。
- 指定管理者は、アンケートや利用者の声を聴き、文化・体育団体等とも連携を図るなかで利用者ニーズの把握に努めていただきたい。
- 教育委員会は、本件対象施設の設置者として、経年劣化による施設状況を認識し、利用者の安全や利用に支障をきたさないよう修繕計画を策定し、施設を長

く適正に使用できるように図られたい。そして基本協定の範疇を超える修繕に要する予算確保等に努められたい。

## (2) 指定管理期間第1期実績

### 【評価した点】

- 5年間を通じ、適切な執行管理、施設の維持管理を行いながら、各種団体との連携における教室等の開催や、自主事業の拡充などの利用者を増やす取組を行った。
- 利用者の利便性を考え、受付事務の簡素化や一部施設の開放時間の延長、当日利用希望者の対応など、施設の有効活用と施設利用者の利便性を向上させた。
- むくのきセンタートレーニング室では、昼休み時間の廃止やポイントカードの導入、専門のインストラクターを配置によるトレーニングに関する相談会の定期的な実施などを行い、新規会員の獲得と継続的な利用につながる取り組みを進め、利用者の健康増進等に寄与するサービスを提供することができた。
- 自主事業については、指定管理以前の4事業から、利用者ニーズに沿った事業を行い、大幅に増加させ、平成29年度の自主事業収入は平成25年度と比較して3倍以上に増加することができた。
- 様々な取り組みから、むくのきセンターでは毎年利用者数を増加させ、平成29年度には利用者数は110,664人と過去最高となった。
- 消費税8%への増税(平成26年4月)や、利用増による施設稼働時間延長にも関わらず、一部照明施設へのLED電球の採用、利用者に対する継続的な節電の呼びかけ等により、光熱水費を抑制することができた。
- 施設の有効活用と施設利用者の利便性を向上している中で、効率的な職員配置により人件費が予算の範囲内に抑制された。
- 保守点検等の委託先の見直しや統合や、整備、草刈り業務等を職員や会員の協力のもと実施するなどにより、委託費が抑制された。
- 適正な経営感覚に基づく管理運営の結果、5年間での指定管理業務全体の収支バランスが保たれた。平成29年度で第1期が終了し、基本協定に基づき、指定管理料の残額の2分の1を精華町へ返還することができた。

### 【検討を要する意見】

- 指定管理者は、教育委員会や文化団体等と連携し、文化関係の新たな利用者の獲得と継続的な利用を目指されたい。
- 指定管理者は、文化事業について、利用の促進だけでなく、新たな自主事業を積極的に展開し、施設の設置目的を十分に理解したサービスを提供・拡充されたい。
- 指定管理者は、貸し出し施設の概要や利用方法、利用促進、事業内容等などについて、広報紙やホームページ、各種団体を通じて、積極的な広報展開を図られたい。
- 指定管理者は、職員の資質向上のため、接客対応等の職員研修の充実を図られたい。
- 指定管理者は、町民が自分たちの施設であるという意識をもって積極的に利用し、また事業の実施や整備業務等にも関与してもらえるように、町民との連携を促進するような取組を進められたい。

- 教育委員会は、本件対象施設の設置者として、経年劣化による施設状況を認識し、利用者の安全や利用に支障をきたさないよう修繕計画を策定し、施設を長く適正に使用できるように図られたい。そして基本協定の範疇を超える修繕に要する予算確保等に努められたい。
- 教育委員会と指定管理者は、福祉施策との連携により、子育て世代や高齢者等の活動拠点としての事業展開について研究を進められたい。